

庄原市農業委員会の農地利用最適化推進委員 (推進委員) 公募のご案内

庄原市農業委員会では、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）に欠員が生じたため、つぎのとおり推進委員を募集します。

1 推進委員の募集人数、任期等

- (1) 募集人数 1人
- (2) 担当地区 口和2地区(向泉、宮内)
- (3) 任期 令和7年10月6日から令和8年7月19日
- (4) 身分 庄原市特別職の非常勤職員
- (5) 報酬 月額25,200円(※報酬から源泉徴収分を差し引いた金額が支給されます。)

2 主な業務

- (1) 農地等の利用の最適化（担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消並びに新規参入の促進等）に伴う現地調査及び指導並びに監視業務等
- (2) 地域計画など、地域の農業者等の話し合いへの参加
- (3) 農地の権利移動、転用の許可等に関する現地調査（主として実施する農業委員との連携により実施）
- (4) 農家からの相談対応及び農家への助言・指導
- (5) 研修会への出席
- (6) 農業委員との連絡調整

※月平均6日以上のお最適化活動について、活動記録簿を提出していただきます。

3 秘密保持義務

職務上知り得た情報は、在職中だけでなく退任後も漏らしてはいけません。

4 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者。ただし、次の各号のいずれかに該当する方は委員となることができません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固刑以上の刑に処せられその執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 募集方法

- (1) 農業者、その他の関係者からの推薦
- (2) 農業者が組織する団体、その他の関係団体からの推薦
- (3) 個人による応募

6 推薦の手続

推進委員を推薦しようとする農業者、その他の関係者又は農業者が組織する団体、その他の関係団体は、所定の申込書に必要事項を記入の上、持参又は書留郵便により、庄原市農業委員会事務局・各支所（農業委員会出張所）へ提出してください。（ファックス、電子メールでの申込はできません。）

・農業者、その他の関係者が推薦する場合

……様式第1号 庄原市農地利用最適化推進委員 推薦申込書（個人推薦用）

・農業者が組織する団体、その他の関係団体が推薦する場合

……様式第2号 庄原市農地利用最適化推進委員 推薦申込書（団体推薦用）

7 個人による応募の手続

推進委員の募集に応募しようとする方は、所定の申込書に必要事項を記入の上、持参又は書留郵便により、庄原市農業委員会事務局・各支所（農業委員会出張所）へ提出してください。（ファックス、電子メールでの申込はできません。）

- ・個人により応募する場合……様式第3号 庄原市農地利用最適化推進委員 応募申込書

8 推薦・応募の受付期間

令和7年8月13日（水）から令和7年9月12日（金）まで【必着】

- ・申込書を持参する場合は、閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。
- ・郵送の場合は、書留とし、令和7年9月12日（金）午後5時15分必着とします。

9 募集案内及び申込書の入手方法

募集案内及び申込書は、庄原市ホームページからダウンロードできます。

また、下記の問い合わせ先窓口で募集案内及び申込書を備え付けています。募集案内及び申込書の配布は、閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時15分までです。

10 選考方法

庄原市農業委員会において、募集要件を満たしているかなどについて選考を行います。

11 申込者等に関する情報の公表及び選考結果の通知

推薦・応募された内容は、一部を除き募集期間中及び募集終了後に庄原市ホームページ等で公表しますので、あらかじめご了承ください。

（公表内容）

- (1) 推薦をする者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦をする者（団体）の名称、目的、代表者又は管理者の氏名、構成員の数及び構成員の資格並びに性格を明らかにする事項
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由

選考結果については、本人に通知します。

12 農地利用最適化推進委員の委嘱について

農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、庄原市農業委員会が委嘱します。

13 その他

申込書に記入された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関等に対して照会することがあります。

14 申込の提出先・問い合わせ先

申込書の提出先はつぎのとおりです。

【本庁】

〒727-8501 庄原市中本町一丁目10番1号

庄原市農業委員会事務局（市役所本庁舎4階）

電話：0824-73-1133 FAX：0824-72-3322

E-Mail：nougyou@city.shobara.lg.jp

【各支所内 農業委員会出張所】

西城支所 西城出張所（電話 0824-82-2181）

高野支所 高野出張所（電話 0824-86-2113）

東城支所 東城出張所（電話 08477-2-5008）

比和支所 比和出張所（電話 0824-85-3003）

口和支所 口和出張所（電話 0824-87-2113）

総領支所 総領出張所（電話 0824-88-3065）